

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3773503号
(P3773503)

(45) 発行日 平成18年5月10日(2006.5.10)

(24) 登録日 平成18年2月24日(2006.2.24)

(51) Int.C1.

F 1

G09F 3/10 (2006.01)
G09F 3/02 (2006.01)G09F 3/10
G09F 3/02H
P

請求項の数 4 (全 14 頁)

(21) 出願番号 特願2003-149234 (P2003-149234)
 (22) 出願日 平成15年5月27日 (2003.5.27)
 (65) 公開番号 特開2004-354474 (P2004-354474A)
 (43) 公開日 平成16年12月16日 (2004.12.16)
 審査請求日 平成17年3月30日 (2005.3.30)

早期審査対象出願

(73) 特許権者 394004826
 ヒサゴ株式会社
 愛知県名古屋市東区葵三丁目14番12号
 (74) 代理人 100096840
 弁理士 後呂 和男
 (74) 代理人 100097032
 弁理士 ▲高▼木 芳之
 (72) 発明者 内藤 伸明
 愛知県名古屋市東区葵3丁目14番12号
 ヒサゴ株式会社内
 (72) 発明者 石垣 無我
 愛知県名古屋市東区葵3丁目14番12号
 ヒサゴ株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】ラベル用シート

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

粘着剤層を有した粘着シートを、その粘着剤が剥離シートに接するように重ねてなり、前記粘着シートに、その一部を切り離して所要の箇所に貼り付けて使用するためのラベル切り離し用スリットが形成されたラベル用シートにおいて、

前記剥離シートには、その端縁から前記ラベル切り離し用スリットに囲まれた領域の内部にかけて剥離シート剥離用スリットが形成されており、

前記ラベル切り離し用スリットによって囲まれた領域以外の領域において、前記粘着シート及び前記剥離シートには、それらの端縁と前記ラベル切り離し用スリットとをつなぐ切断可能線が形成され、前記剥離シートには、前記切断可能線と前記剥離シート剥離用スリットとをつなぐように補助スリットが形成されていることを特徴とするラベル用シート。
。

【請求項2】

粘着剤層を有した粘着シートを、その粘着剤が剥離シートに接するように重ねてなり、前記粘着シートに、その一部を切り離して所要の箇所に貼り付けて使用するためのラベル切り離し用スリットが形成されたラベル用シートにおいて、

前記剥離シートには、その端縁から前記ラベル切り離し用スリットに囲まれた領域の内部にかけて剥離シート剥離用スリットが形成されており、

前記ラベル切り離し用スリットによって囲まれた領域以外の領域において、前記粘着シート及び前記剥離シートには、それらの端縁から前記ラベル切り離し用スリットと剥離シート

ート剥離用スリットとの交点の近傍にかけて延びる切断可能線が形成されていることを特徴とするラベル用シート。

【請求項 3】

前記切断可能線は、前記剥離シート剥離用スリットと同一方向を向いて延びるように形成されていることを特徴とする請求項 1 又は 2 記載のラベル用シート。

【請求項 4】

前記ラベル切り離し用スリットは前記粘着シートに複数並べて形成され、前記剥離シート剥離用スリットは前記ラベル切り離し用スリットによって囲まれる複数の領域を連続的に横断するように前記剥離シートの一方の端縁から他方の端縁にかけて形成されていることを特徴とする請求項 1 ないし 3 のいずれかに記載のラベル用シート。

10

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、ラベル用シートに関する。

【0002】

【従来の技術】

従来より、ラベル用シートとしては、粘着剤層を有する粘着シートの粘着剤層を覆うように剥離シートが重ね合わされてなり、粘着シートにラベルが切り離し可能なスリットが形成されたものが知られている（特許文献 1 参照）。

【0003】

20

このようなラベル用シートからラベルを剥がし取って、例えば封筒等に貼り付けるには、ラベル用シートのうち、ラベルの角部近傍の領域を剥離シート側を内側にして湾曲させてラベルの角部だけを剥離シートから浮かせ、このラベルの角部を指で摘んで引っ張ることによりラベルを剥離シートから剥がし取っていた。

【0004】

しかし、上記のようにしてラベルを剥がし取ろうとする際、粘着材の粘着性が過度に強かったり、ラベルの弾発力が弱かったりすることなどにより、ラベルの角部が剥離シートから浮き上がりにくい場合があり、ラベルを剥がし取るきっかけを作ることが困難な場合がある。

【0005】

30

また、このようにしてラベルを剥離シートから剥がし取ると、指に粘着剤が大量に付着するし、剥がし取ったラベルが不用意に他のものに張り付くおそれがある。

【0006】

【特許文献 1】

特開平 9 - 48188 号公報

【0007】

【発明が解決しようとする課題】

本発明は上記のような事情に基づいて完成されたものであって、ラベルを剥離シートから剥がし取るきっかけを容易に作ることのできるラベル用シートを提供することを目的とする。

40

【0008】

【課題を解決するための手段】

上記の目的を達成するための手段として、請求項 1 の発明は、粘着剤層を有した粘着シートを、その粘着剤が剥離シートに接するように重ねてなり、前記粘着シートに、その一部を切り離して所要の箇所に貼り付けて使用するためのラベル切り離し用スリットが形成されたラベル用シートにおいて、前記剥離シートには、その端縁から前記ラベル切り離し用スリットに囲まれた領域の内部にかけて剥離シート剥離用スリットが形成されており、前記ラベル切り離し用スリットによって囲まれた領域以外の領域において、前記粘着シート及び前記剥離シートには、それらの端縁と前記ラベル切り離し用スリットとをつなぐ切断可能線が形成され、前記剥離シートには、前記切断可能線と前記剥離シート剥離用スリ

50

ットとをつなぐように補助スリットが形成されていることを特徴とする。

【0009】

請求項2の発明は、粘着剤層を有した粘着シートを、その粘着剤が剥離シートに接するよう重ねてなり、前記粘着シートに、その一部を切り離して所要の箇所に貼り付けて使用するためのラベル切り離し用スリットが形成されたラベル用シートにおいて、前記剥離シートには、その端縁から前記ラベル切り離し用スリットに囲まれた領域の内部にかけて剥離シート剥離用スリットが形成されており、前記ラベル切り離し用スリットによって囲まれた領域以外の領域において、前記粘着シート及び前記剥離シートには、それらの端縁から前記ラベル切り離し用スリットと剥離シート剥離用スリットとの交点の近傍にかけて延びる切断可能線が形成されていることを特徴とする。

10

【0010】

請求項3の発明は、請求項1又は2記載のラベル用シートにおいて、前記切断可能線は、前記剥離シート剥離用スリットと同一方向を向いて延びるように形成されていることを特徴とする。

【0011】

請求項4の発明は、請求項1ないし3のいずれかに記載のラベル用シートにおいて、前記ラベル切り離し用スリットは前記粘着シートに複数並べて形成され、前記剥離シート剥離用スリットは前記ラベル切り離し用スリットによって囲まれる複数の領域を連続的に横断するように前記剥離シートの一方の端縁から他方の端縁にかけて形成されていることを特徴とする。

20

【0012】

【発明の作用及び効果】

＜請求項1の発明＞

請求項1の発明によれば、粘着シート及び剥離シートに形成された切断可能線の両側を指で摘んで、切断可能線を開くようにラベル用シートを引っ張ると、粘着シート及び剥離シートが切断可能線に沿って破れる。

【0013】

この切断可能線は、粘着シート及び剥離シートの端縁とラベル切り離し用スリットとをつなぐように形成されているから、粘着シート及び剥離シートは、それらの端縁からラベル切り離し用スリットまで切断される。

30

【0014】

すると、剥離シートには切断可能線と剥離シート剥離用スリットとをつなぐ補助スリットが形成されているので、粘着シート及び剥離シートは、その端縁から剥離シート剥離用スリットまで切り開かれた状態になる。

【0015】

次いで、剥離シート剥離用スリットに沿って、粘着シートから剥離シートを引き剥がす方向にラベル用シートを引っ張ると、剥離シートは剥離シート剥離用スリットに沿ってラベルから容易に剥がし取られて、ラベルの粘着剤層の一部だけが露出する。

【0016】

このようにして粘着剤層の一部を露出させたラベルのうち、剥離シートが残存している部分を持ちながら、露出した粘着剤層を所要の箇所に貼り付ける。その後、ラベル切り離し用スリットに沿ってラベルを粘着シートから切り離しながら、剥離シートの残部をラベルから剥離し、粘着剤層を露出させ、所要の箇所にラベルを貼り付ける。

40

【0017】

請求項1の発明によれば、上記のようにして、ラベルを剥離シートから剥がし取るきっかけを容易に作ることができる。また、剥がし取ったラベルが不用意に他のものに張り付くことも防止できる。

【0018】

＜請求項2の発明＞

請求項2の発明によれば、粘着シート及び剥離シートに形成された切断可能線の両側を

50

指で摘んで、切断可能線を開くようにラベル用シートを引っ張ると、粘着シート及び剥離シートが切断可能線に沿って破れる。

【0019】

この切断可能線は、粘着シート及び剥離シートの端縁からラベル切り離し用スリットと剥離シート剥離用スリットとの交点の近傍にかけて延びているので、粘着シート及び剥離シートは、それらの端縁からラベル切り離し用スリットと剥離シート剥離用スリットとの交点の近傍まで切り開かれた状態になる。

【0020】

さらにラベル用シートを引っ張ると、剥離シートは剥離シート剥離用スリットまで容易に破れて、剥離シートの端縁から剥離シート剥離用スリットまで切り開かれた状態になる。
一方、粘着シートは、ラベル切り離し用スリットまで容易に破れて、粘着シートの端縁からラベル切り離し用スリットまで切り開かれた状態になる。

10

【0021】

次いで、剥離シート剥離用スリットに沿って、粘着シートから剥離シートを引き剥がす方向にラベル用シートを引っ張ると、剥離シートは剥離シート剥離用スリットに沿ってラベルから容易に剥がし取られて、ラベルの粘着剤層の一部だけが露出する。

【0022】

このようにして粘着剤層の一部を露出させたラベルのうち、剥離シートが残存している部分を持ちながら、露出した粘着剤層を所要の箇所に貼り付ける。その後、ラベル切り離し用スリットに沿ってラベルを粘着シートから切り離しながら、剥離シートの残部をラベルから剥離し、粘着剤層を露出させ、所要の箇所にラベルを貼り付ける。

20

【0023】

このように、請求項2の発明によれば、粘着シート及び剥離シートの端縁からラベル切り離し用スリットと剥離シート剥離用スリットとの交点の近傍にかけて延びるように切断可能線を形成するという簡易な手法により、ラベルをラベル用シートから剥がし取るきっかけを容易に作ることができる。

【0024】

<請求項3の発明>

請求項3の発明によれば、切断可能線が剥離シート剥離用スリットと同一方向を向いて延びるように形成されているので、切断可能線の両側を指で摘んで、切断可能線を切り開くようにラベル用シートを引っ張ることによって粘着シート及び剥離シートを切断した後に、そのまま同一方向に力を加えることにより、引き続き剥離シート剥離用スリットに沿ってラベルから剥離シートを剥がし取ることができる。

30

【0025】

<請求項4の発明>

請求項4の発明によれば、剥離シート剥離用スリットがラベル切り離し用スリットによって囲まれる領域を連続的に横断するように形成されている。このため、切断可能線に案内されて粘着シート及び剥離シートを破った後、剥離シート剥離用スリットが横断して設けられている複数のラベルについて、剥離シート剥離用スリットに沿って剥離シートを剥がし取ることができる。

40

【0026】

これにより、例えば封筒等にラベルを貼り付ける際、ラベル一枚毎に剥離シートを剥がし取る場合に比べて、貼り付け作業を連続的に行うことができる。

【0027】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の実施形態を添付図面に基づいて説明する。

<第1実施形態>

本発明の第1実施形態を図1ないし図5によって説明する。

まず、ラベル用シート10の構成について説明する。

例えばA4サイズをなす矩形状の粘着シート20には粘着剤が全面にわたって塗布されて

50

粘着剤層 21 が形成されている。この粘着剤層 21 の全域を覆うように A4 サイズの剥離シート 30 が粘着シート 20 に重ね合わされ、両者が一体となって一枚のラベル用シート 10 が構成されている。

【0028】

粘着シート 20 には、略矩形をなす複数のラベル用切り離しスリット 22 が、粘着シート 20 の長辺に沿って 2 列に並んで設けられている。このラベル用切り離しスリット 22 に囲まれて、複数のラベル 23 が、粘着シート 20 から切り離し可能に形成されている。

【0029】

剥離シート 30 には、その一方の短辺側の端縁から他方の短辺側の端縁にまで延びかつ長辺と平行に剥離シート剥離用スリット 31 が形成されており、この剥離シート剥離用スリット 31 は、ラベル切り離し用スリット 22 によって囲まれる各領域を連続的に横断するように、各列に一本ずつ形成されている。この剥離シート剥離用スリット 31 は、図 1 に示すように略矩形のラベル切り離し用スリット 22 によって囲まれた領域のうち、例えば右端寄りの位置を横断するように設けられている。

【0030】

粘着シート 20 及び剥離シート 30 には、ラベル切り離し用スリット 22 によって囲まれる領域以外の領域に、粘着シート 20 及び剥離シート 30 の短辺側の端縁からラベル切り離し用スリット 22 につながるように、ミシン目 11 (請求項 1 の切断可能線に相当) が形成されている。このミシン目 11 は剥離シート剥離用スリット 31 の左方に、剥離シート剥離用スリット 31 と同一方向を向いて平行に延びるように形成されている。

【0031】

剥離シート 30 には、ミシン目 11 とラベル切り離し用スリット 22 との交点から剥離シート剥離用スリット 31 まで、ラベル切り離し用スリット 22 と重なって補助スリット 32 が形成されている。

【0032】

次に、本実施形態のラベル用シート 10 の作用及び効果について説明する。

粘着シート 20 及び剥離シート 30 の一方の短辺に形成されたミシン目 11 の両側を指で摘んでミシン目 11 を開くようにして引っ張ると、粘着シート 20 及び剥離シート 30 はミシン目 11 に案内されて切斷され、ラベル切り離し用スリット 22 まで切り開かれた状態になる。そして、ミシン目 11 とラベル切り離し用スリット 22 との交点から剥離シート剥離用スリット 31 までには、ラベル切り離し用スリット 31 と重なって補助スリット 32 が剥離シート 30 上に形成されているので、剥離シート 30 は、これらの短辺の端縁から剥離シート剥離用スリット 31 まで切り開かれた状態になる(図 3 参照)。

【0033】

次いで、切り離したミシン目 11 の両側を指で摘んだまま、剥離シート剥離用スリット 31 に沿って剥離シート 30 を粘着シート 20 から剥がし取る方向に引っ張る。このとき、ミシン目 11 は剥離シート剥離用スリット 31 と同一方向を向いて形成されているので、ミシン目 11 を切り離す際に引っ張る方向とほぼ同一の方向に引っ張ればよい。すると剥離シート 30 の右側部分を、剥離シート剥離用スリット 31 に沿って、粘着シート 20 から剥がし取ることができる。このとき、粘着シート 20 にはラベル切り離し用スリット 22 が形成されているから、剥がし取られた剥離シート 30 に付着している粘着シート 20 はラベル 23 から切り離される。(図 4 参照)。この結果、ラベル 23 は、剥離シート 30 に付着したまま、粘着剤層 21 の一部が露出する状態となる。

【0034】

剥離シート 20 をさらに引っ張り、剥離シート剥離用スリット 31 に沿って剥離シート 30 を粘着シート 20 から剥がし取る。すると、ラベル用シート 10 に 1 列に並んで形成された複数のラベル 23 について、剥離シート剥離用スリット 31 に沿って剥離シート 30 を剥がし取ることができる。この結果、これらのラベル 23 は全て、剥離シート 30 に付着したまま、粘着剤層 21 の一部が露出する状態となる(図 5 参照)。

【0035】

10

20

30

40

50

これらのラベル 2 3 を例えば封筒等に貼り付ける場合には、粘着剤層 2 1 の一部を露出させたラベル 2 3 のうち、剥離シート 3 0 が残存している部分を持ちながら、露出した粘着剤層 2 1 を所要の箇所に貼り付ける。その後、ラベル切り離し用スリット 2 2 に沿ってラベル 2 3 を粘着シート 2 0 から切り離しながら、剥離シート 3 0 の残部をラベル 2 3 から剥離し、粘着剤層 2 1 を露出させ、所要の箇所にラベル 2 3 を貼り付ける。複数のラベル 2 3 について上記と同様の作業を繰り返すことにより、連続的にラベル 2 3 を貼り付けることができる。

【0036】

このように本実施形態では、ミシン目 1 1 を開くことにより、ラベルを剥がし取るきっかけを容易に作ることができる。また、剥がし取ったラベル 2 3 が不用意に他のものに張り付くことが防止される。

【0037】

また、ミシン目 1 1 と剥離シート剥離用スリット 3 1 とが同一方向を向いて延びるよう 形成されているので、ミシン目 1 1 を開く動作に引き続いて剥離シート 3 0 を剥がし取ることができる。

【0038】

さらに、例えば封筒等にラベルを貼り付ける際、ラベル一枚毎に剥離シートを剥がし取る場合に比べて、貼り付け作業を連続的に行うことができる。

【0039】

<第2実施形態>

次に、本発明の第2実施形態を図6ないし図8によって説明する。

第1実施形態との相違は、粘着シート 2 0 及び剥離シート 3 0 に、ラベル切り離し用スリット 2 2 によって囲まれる領域以外の領域に、粘着シート 2 0 及び剥離シート 3 0 の短辺側の端縁から、ラベル切り離し用スリット 2 2 と剥離シート剥離用スリット 3 1 との交点の近傍にかけてミシン目 1 1 (請求項 2 の切断可能線に相当) が形成されているところにある。なお、このミシン目 1 1 はラベル切り離し用スリット 2 2 につながるように形成されている(図6参照)。

【0040】

また、第1実施形態においては補助スリット 3 2 が設けられているが、第2実施形態では設けられていない。

【0041】

この他は前記第1実施形態と同様であるので、前記第1実施形態と同一部分には同一符号を付して重複する説明を省略する。

【0042】

第2実施形態の作用及び効果を説明する。

粘着シート 2 0 及び剥離シート 3 0 の一方の短辺に形成されたミシン目 1 1 の両側を指で摘んでミシン目 1 1 を開くようにして引っ張ると、粘着シート 2 0 及び剥離シート 3 0 はミシン目 1 1 に案内されて切断され、ラベル切り離し用スリット 2 2 と剥離シート剥離用スリット 3 1 との交点の近傍まで切り開かれた状態になる(図7参照)。

【0043】

さらにラベル用シート 1 0 を引っ張ると、剥離シート 3 0 は剥離シート剥離用スリット 3 1 まで容易に破れて、剥離シート 3 0 の端縁から剥離シート剥離用スリット 3 1 まで切り開かれた状態になる。一方、粘着シート 2 0 は、ミシン目 1 1 がラベル切り離し用スリット 2 2 につながるように形成されていることから、粘着シート 2 0 の端縁からラベル切り離し用スリット 2 2 まで切り開かれた状態になっている(図8参照)。

【0044】

次いで、剥離シート剥離用スリット 3 1 に沿って、粘着シート 2 0 から剥離シート 3 0 を引き剥がす方向にラベル用シート 1 0 を引っ張ると、剥離シート 3 0 の右側部分は剥離シート剥離用スリット 3 1 に沿ってラベル 2 3 から剥がし取られて、ラベル 2 3 の粘着剤層 2 1 の一部が露出する。このとき、粘着シート 2 0 にはラベル切り離し用スリット 2 2 が

10

20

30

40

50

形成されているから、剥がし取られた剥離シート30に付着している粘着シート20はラベル23から切り離される。

【0045】

このように、ラベル用シート10の端縁からラベル切り離し用スリット22と剥離シート剥離用スリット31との交点の近傍までミシン目11を形成するという簡易な手法により、ラベル23をラベル用シート10から剥がし取るきっかけを容易に作ることができる。

【0046】

なお、その他の作用及び効果については第1実施形態と同様であるため重複する説明を省略する。

【0047】

10

<第3実施形態>

上記した第1実施形態では、ミシン目11は剥離シート剥離用スリット31の左側に設けたが、本実施形態では、ミシン目11を剥離シート剥離用スリット31の右側に設けている(図9参照)。なお、その他の構造、作用及び効果については第1実施形態と同様であるため重複する説明を省略する(図10、図11参照)。

【0048】

20

<第4実施形態>

上記した第2実施形態では、ミシン目11は剥離シート剥離用スリット31の左側に設けたが、本実施形態では、ミシン目11を剥離シート剥離用スリット31の右側に設けている(図12参照)。なお、その他の構造、作用及び効果については第2実施形態と同様であるため重複する説明を省略する(図13、図14参照)。

【0049】

<第5実施形態>

上記した第2実施形態では、ミシン目11はラベル切り離し用スリット22につながるように形成されていたが、本実施形態では、ミシン目11が剥離シート剥離用スリット31につながるように設けられている。なお、このミシン目11は、剥離シート剥離用スリット31の左側に設けられていてもよいし(図15(A)参照)、右側に設けられていてもよい(図15(B)参照)。

【0050】

30

粘着シート20及び剥離シート30の一方の短辺に形成されたミシン目11の両側を指で摘んでミシン目11を開くようにして引っ張ると、粘着シート20及び剥離シート30はミシン目11に案内されて切断され、ラベル切り離し用スリット22と剥離シート剥離用スリット31との交点の近傍まで切り開かれた状態になる。

【0051】

さらにラベル用シート10を引っ張ると、粘着シート20はラベル切り離し用スリット22まで容易に破れて、粘着シート20の端縁からラベル切り離し用スリット22まで切り開かれた状態になる。一方、剥離シート30は、ミシン目11が剥離シート剥離用スリット31につながるように形成されていることから、剥離シート30の端縁から剥離シート切り離し用スリット31まで切り開かれた状態になっている。

【0052】

40

次いで、剥離シート剥離用スリット31に沿って、粘着シート20から剥離シート30を引き剥がす方向にラベル用シート10を引っ張ると、剥離シート30の右側部分は剥離シート剥離用スリット31に沿ってラベル23から剥がし取られて、ラベル23の粘着剤層21の一部が露出する。このとき、粘着シート20にはラベル切り離し用スリット22が形成されているから、剥がし取られた剥離シート30に付着している粘着シート20はラベル23から切り離される。

【0053】

なお、その他の構造、作用及び効果は上記した第2実施形態と同様であるため重複する説明は省略する。

【0054】

50

<第6実施形態>

上記した第2実施形態では、ミシン目11は、粘着シート20及び剥離シート30の双方に設けられ、かつ剥離シート剥離用スリット31の左側に設けられていたが、本実施形態では、ミシン目11は、剥離シート剥離用スリット31の上に重なって、粘着シート20に設けられている（図16参照）。

【0055】

粘着シート20の一方の短辺に形成されたミシン目11の両側を指で摘んで、ミシン目11を切り開くようにして引っ張ると、粘着シート20はミシン目11に案内されて切斷されるとともに、剥離シート剥離用スリット31に案内されてラベル切り離し用スリット22と剥離シート剥離用スリット31との交点まで切り開かれた状態になる。剥離シート30には剥離シート剥離用スリット31が形成されているので、剥離シート30はラベル切り離し用スリット22と剥離シート剥離用スリット31との交点まで切り開かれた状態になっている。

【0056】

次いで、剥離シート剥離用スリット31に沿って、粘着シート20から剥離シート30を引き剥がす方向にラベル用シート10を引っ張ると、剥離シート30の右側部分は剥離シート剥離用スリット31に沿ってラベル23から剥がし取られて、ラベル23の粘着剤層21の一部が露出する。このとき、粘着シート20にはラベル切り離し用スリット22が形成されているから、剥がし取られた剥離シート30に付着している粘着シート20はラベル23から切り離される。

【0057】

なお、その他の構造、作用及び効果は上記した第2実施形態と同様であるため重複する説明は省略する。

【0058】

<他の実施形態>

本発明は上記記述及び図面によって説明した実施形態に限定されるものではなく、例えば次のような実施形態も本発明の技術的範囲に含まれ、さらに、下記以外にも要旨を逸脱しない範囲内で種々変更して実施することができる。

【0059】

（1）ミシン目11は、剥離シート剥離用スリット31の左側に設けられていてもよいし、その右側に設けられていてもよい。

【0060】

（2）上記した実施形態では、ミシン目11は剥離シート剥離用スリット31と同一の方向を向いて延びるように形成されていたが、これに限らず、剥離シート剥離用スリット31と異なった方向を向いて延びるように形成されていても良い。

【図面の簡単な説明】

【図1】第1実施形態のラベル用シートの平面図

【図2】第1実施形態のラベル用シートの部分拡大平面図

【図3】第1実施形態において、ミシン目を切り離した際のラベル用シートの部分拡大斜視図

【図4】第1実施形態において、剥離用シートを剥がし取る際のラベル用シートの部分拡大斜視図

【図5】第1実施形態において、剥離用シートを剥がし取った後のラベル用シートの平面図

【図6】第2実施形態のラベル用シートの部分拡大平面図

【図7】第2実施形態において、ミシン目を切り離した際のラベル用シートの部分拡大斜視図

【図8】第2実施形態において、剥離用シートを剥がし取る際のラベル用シートの部分拡大斜視図

【図9】第3実施形態のラベル用シートの部分拡大平面図

10

20

40

50

【図10】第3実施形態において、ミシン目を切り離した際のラベル用シートの部分拡大斜視図

【図11】第3実施形態において、剥離用シートを剥がし取る際のラベル用シートの部分拡大斜視図

【図12】第4実施形態のラベル用シートの部分拡大平面図

【図13】第4実施形態において、ミシン目を切り離した際のラベル用シートの部分拡大斜視図

【図14】第4実施形態において、剥離用シートを剥がし取る際のラベル用シートの部分拡大斜視図

【図15】第5実施形態のラベル用シートの部分拡大平面図

10

【図16】第6実施形態のラベル用シートの部分拡大平面図

【符号の説明】

10 … ラベル用シート

11 … ミシン目

20 … 粘着シート

21 … 粘着剤層

22 … ラベル切り離し用スリット

23 … ラベル

30 … 剥離シート

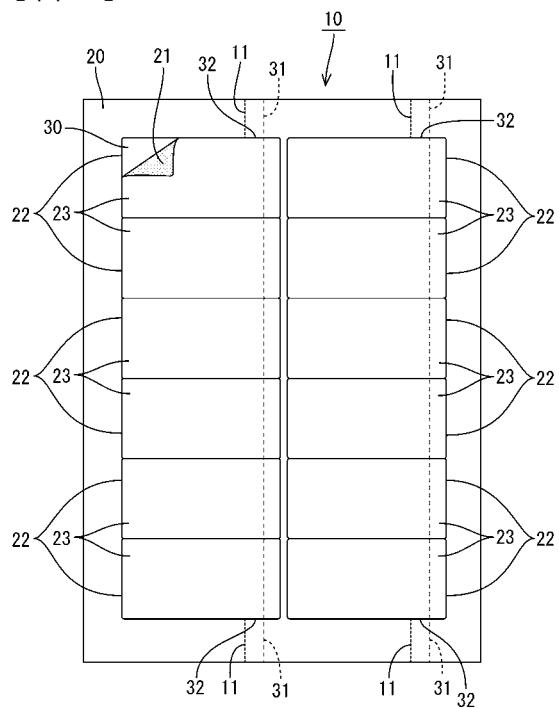
31 … 剥離シート剥離用スリット

32 … 補助スリット

20

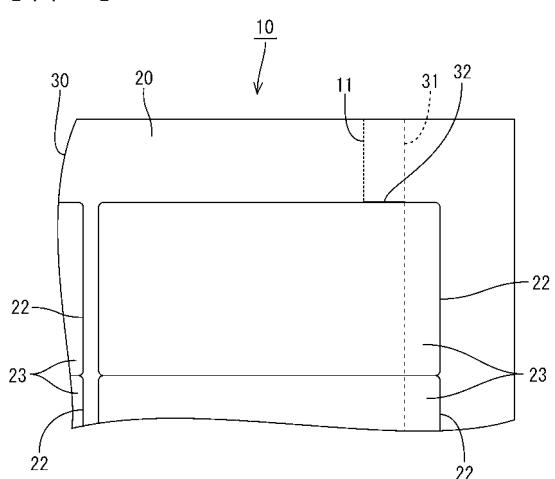
32 … 補助スリット

【図1】

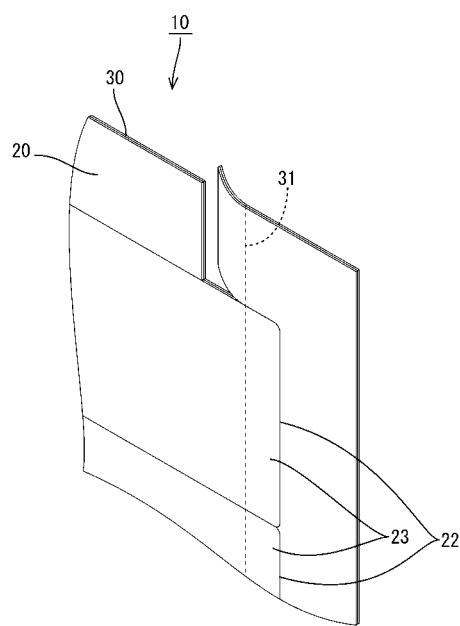


10…ラベル用シート
11…ミシン目
20…粘着シート
21…粘着剤層
22…ラベル切り離し用スリット
23…ラベル
30…剥離シート
31…剥離シート剥離用スリット
32…補助スリット

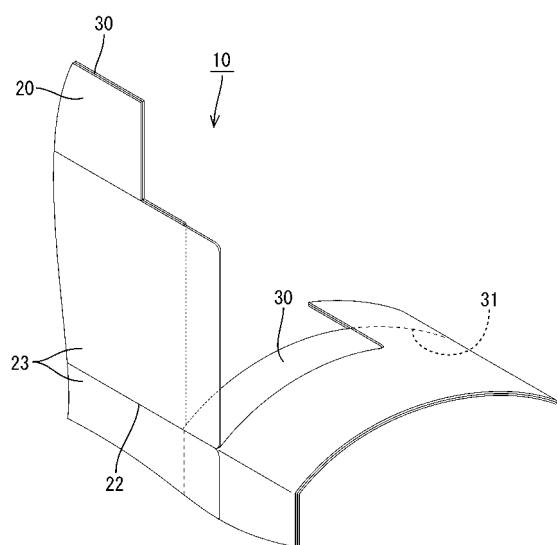
【図2】



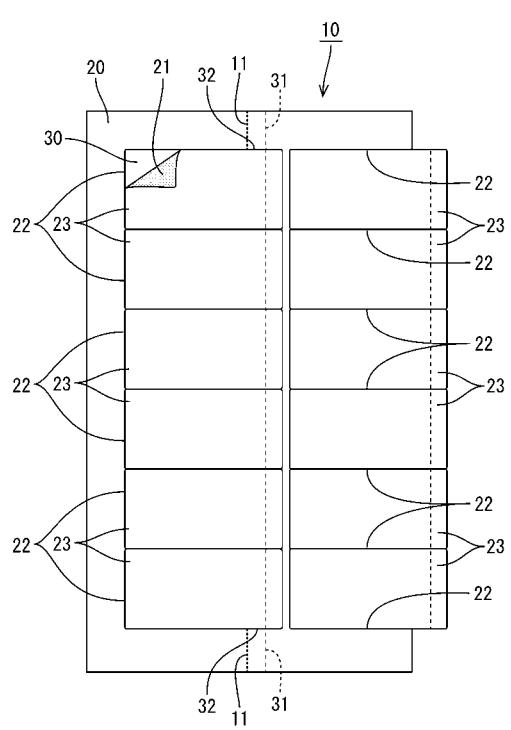
【図3】



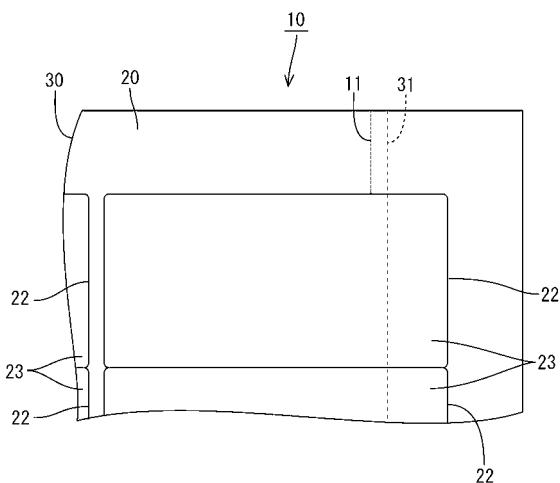
【図4】



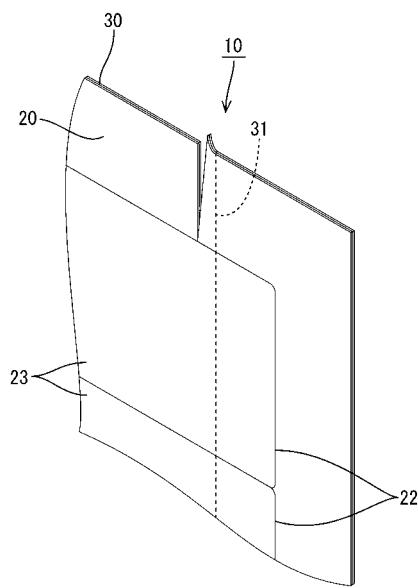
【図5】



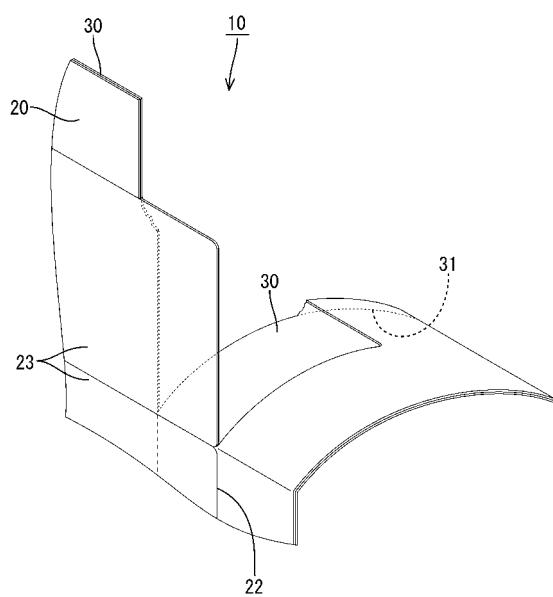
【図6】



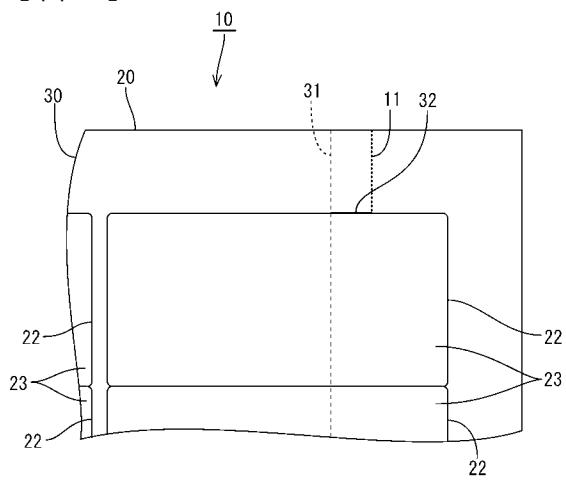
【図7】



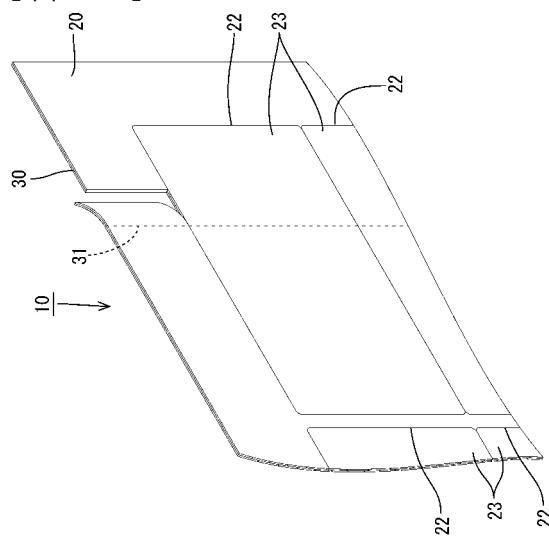
【図8】



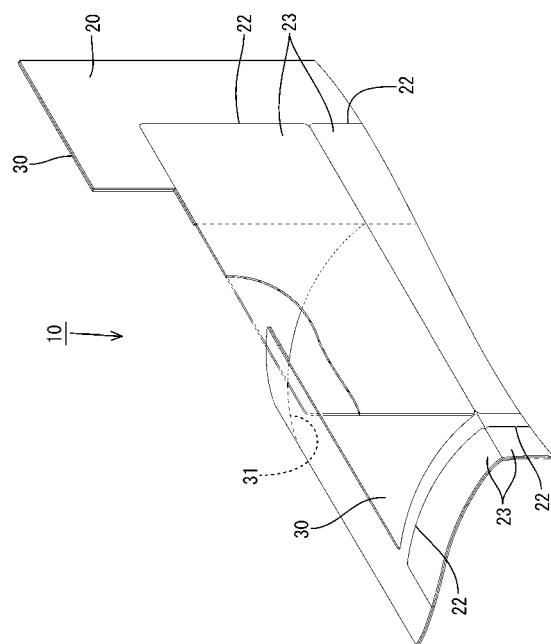
【図9】



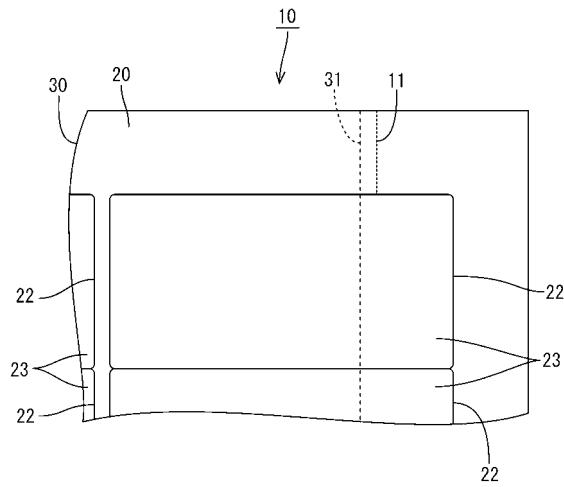
【図10】



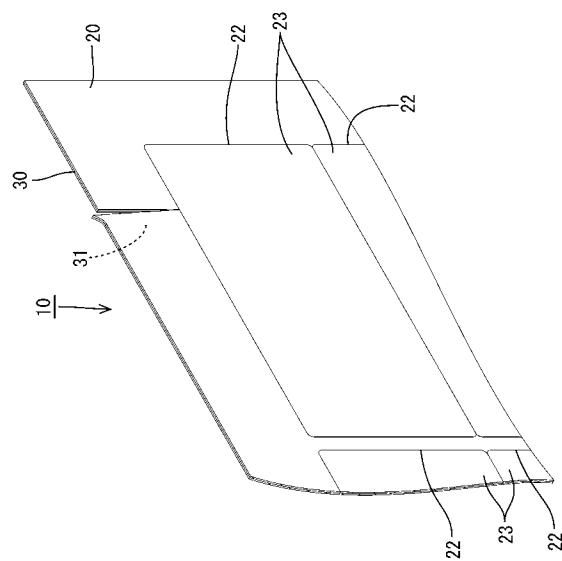
【図11】



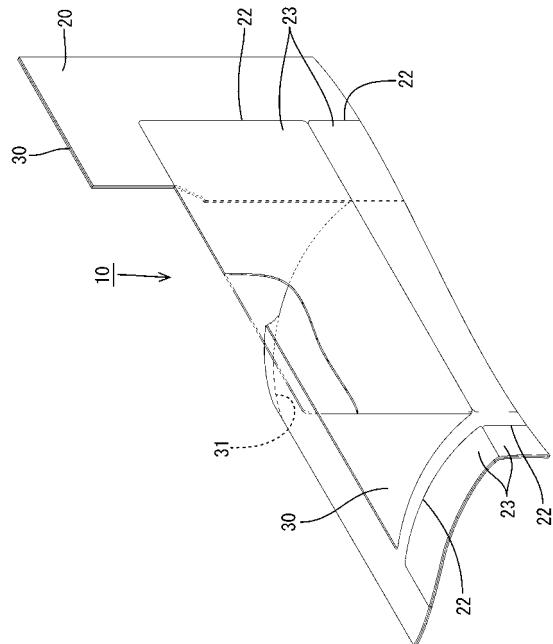
【図12】



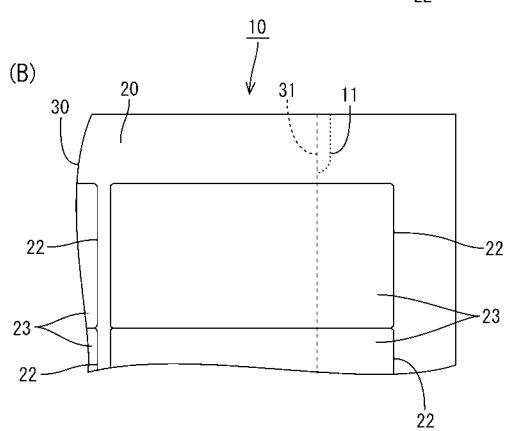
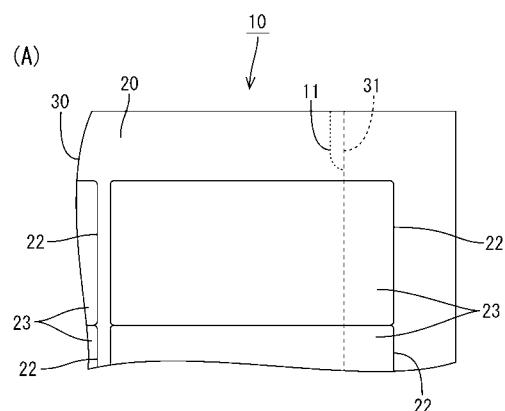
【図13】



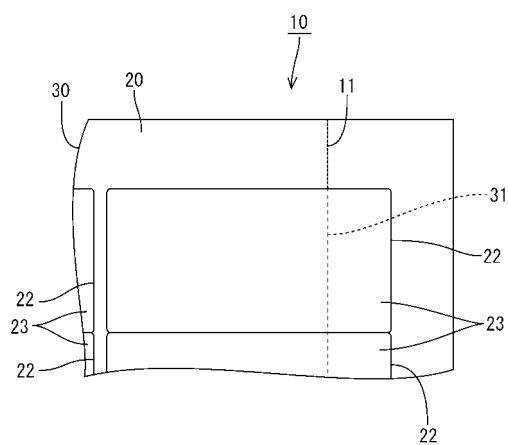
【図14】



【図15】



【図16】



フロントページの続き

(72)発明者 可部 淳一
愛知県名古屋市東区葵3丁目14番12号 ヒサゴ株式会社内

審査官 櫻井 茂樹

(56)参考文献 特開2002-082615(JP,A)
実開昭60-011370(JP,U)
実開昭64-043380(JP,U)
実開昭56-145069(JP,U)
実公平5-11575(JP,Y2)
特開2004-34673(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G09F3/00~3/20